

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供の受付について

平成31年4月23日

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課  
国土交通省港湾局海洋・環境課

1. 情報提供依頼の趣旨

平成30年11月に成立した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」の施行に向けて、現在、経済産業省及び国土交通省の合同会議※1の議論をふまえ、促進区域の指定や公募による事業者選定など制度の具体的運用を定めたガイドライン等を作成しているところです。

本合同会議での議論も踏まえ、促進区域の速やかな指定のため、まずは経済産業省及び国土交通省にて様々な既知情報を収集し、これをもとに促進区域となり得る有望な区域を選定し、当該区域について協議会※2の設置や国による詳細調査など促進区域の指定に向けたプロセスを進めていく予定です。

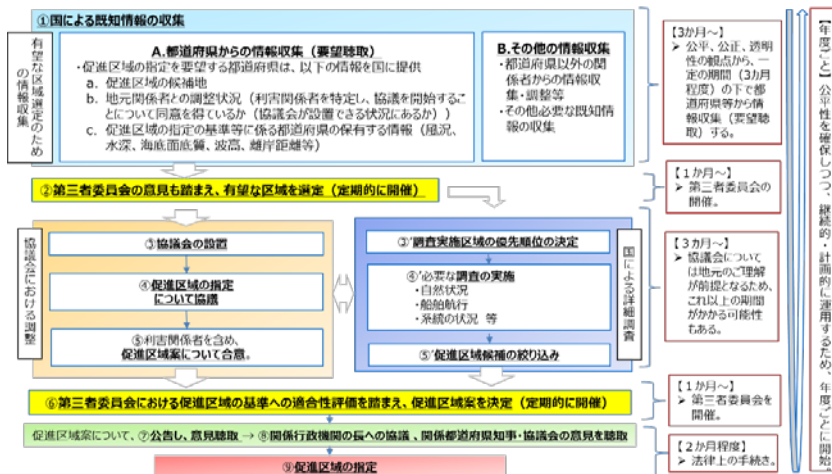
海域の長期占用を認めることとなる促進区域の指定に当たっては、当該区域について可能な限り情報収集を行ったうえで総合的に判断することが必要であり、そのためには風況をはじめとした自然的条件や系統状況等についての確認が不可欠であることを踏まえ、それらの情報をすでに発電事業計画を進めている事業者から収集させていただきたく、今般、日本全国で洋上風力発電事業を計画している事業者に対して、下記4.に記載する情報の提供をお願いするものです。

(※1) 経済産業省：洋上風力促進ワーキンググループ

国土交通省：洋上風力促進小委員会

(※2) 再エネ海域利用法第9条第1項にて設置される協議会をいう

<促進区域の指定プロセスの全体像とスケジュール>



(出典) 第2回洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会合同会議資料2「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定について」

## 2. 事業者から提供いただく情報の取扱い

各事業者より提供された情報については、経済産業省及び国土交通省にて整理し、有望な区域や促進区域の指定に際して活用するものと致します。提供いただいた情報は、政府の内部検討、都道府県・市町村への照会、第三者委員会における検討に用いることを想定しており、原則として非公表のものとして取り扱います。一部の情報については、個者の情報が判別できないよう情報を集約・加工した上で公表することがあり得ますが、その場合は、事前に公表内容・形式については相談させていただき、同意を得ることといたします。

## 3. 本情報提供受付の対象事業者

日本国内において洋上風力発電事業を計画している事業者

※ただし、複数社でSPCやコンソーシアムを設置している（設置する予定の）事業者は代表事業者のみ提出して下さい

## 4. 提供対象の情報

事業者で把握する別紙記載の「基礎情報」「系統関連」「調査関連」「基地港湾」「地域関連」の5項目の情報。

## 5. 情報提供の方法

「別紙」に必要事項を記入し、提供する方の情報を添え、下記の宛先・メールアドレスあて電子メールでお送りください。

### 【宛名】

経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課「再エネ海域利用法制度」担当 宛

### 【メールアドレス】

(経済産業省) [youzyou-saiene@meti.go.jp](mailto:youzyou-saiene@meti.go.jp)

(国土交通省) [hqt-kouwankaiyoutyousa@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kouwankaiyoutyousa@gxb.mlit.go.jp)

※件名に、「再エネ海域利用法に係る事業者情報提供」とご記入ください。

※電子メールの提出が難しい場合は、下記住所まで郵送でお送りください。

住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(国土交通省港湾局海洋・環境課)

## 6. 情報提供の受付期間

受付開始日 平成31年4月23日(火)

締切日 令和元年5月13日(月) 必着

## 7. お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031 FAX：03-3501-1365

国土交通省港湾局 海洋・環境課

電話：03-5253-8674 FAX：03- 5253-1653

※ご不明な点等ありましたら、上記の連絡先までご遠慮なくご質問・ご相談いただければ幸いです。